

歎願理由書 第十一卷

昭和二十五年二月二十一日、高知縣教育長の室で、四國民事部ヘーガー教育課長殿を中心として、公民館運営に関する懇談會があつたが、同日午後三時半頃から、同民事部スミス民間報道課長殿を中心として、中村町立公民館問題について、主として町側の意見を聴く會が開催された。左に記すは、その傍聽録の抄録である

抄 録

出席者

- 四國民事部民間報道課長スミス殿
- 同課通譯西村某殿
- 縣社會教育課指導主任松本純一殿
- 縣弘報課長上田修一郎殿
- 中村町長坂本重道氏
- 同町議員森滑茂氏
- 同町議員池川補氏
- 中村町政革新有志、公民館研究家坂本清馬
- 同町太陽館主澤田雅男氏長男寛氏
- 高知市映畫館興行業者富田乙松氏
- 高知市同興行關係者行宗某氏
- 對 談
- 坂本町長 その目的は教養、娛樂ということと、もう一つ

は町の財政難を救うため、年収入場税百五十万円乃至二百万円の想像がついたので劇場を擇んだ
坂本清馬批評 二月八日夜、中村演劇株式會社という怪物が巢くうて、公金浪費の陰謀を運らしている中村町立公民館で開催された、町政批判討論會において、坂本清馬が、中村演劇株式會社の損益決算、及び同明細の公表は、用途變更絶對不可という者も、用途變更賛成という者も、皆等しく要望する所である
然るに之を公表しないのは、われわれ町民を侮辱するの甚しいものであつて、不正のある證據ではないかと追求したのに對して、社長植田幸作の代理として、坂本町長が朗讀した「中村演劇株式會社損益計算書」によると、「自十一月至一月の三ヶ月間の實績」と稱するものは左記の通りである

損 益 計 算 書

一、利益金	一、五五二、一四一円
その他入るべき金	五四、九二〇
合計	一、六〇七、〇六一
支 拂	
一、入場税	七五三、二五七
二、社員給料	一〇一、六六八
三、臨時人件費	二三、五〇〇
四、廣告宣傳費	五八、〇一二

五、接待費交際費 三〇、七三一
 六、寄附金 一、〇〇〇
 七、旅費交通費 二〇、六一〇
 八、借入金利子 四三〇、〇一
 九、公民館使用料 七六、二〇〇
 一〇、フィルム代 五一九、二一五
 一一、消耗品代 四一、六八七、五〇
 一二、雑費 四四、九七五、一〇
 合計 一、六七一、二八五、六一

差引六四、一八四、六一の借方、即ち欠損である」との發表であつた

去年十一月一、二日の兩日に上映した映畫は、無料公開であつたために「中村演劇株式會社」が寫真代その他の支出で、八万円の欠損を生じた時に、同社から町に對して「小學校の落成式行事として興行したのであるから、町費で半額を補助してくれ」と申入れがあつたので、町は議會の議決を経て、補助金四万円を支出した事實がある。此の六万四千百八十四円六十一錢も、亦町の公金で補助するつもりか、若しくは表向は、町え入場税を納入した風に見せかけて、裏面ではそれを使つているのか、或は株式の額面金額の増資の名目で補助するつもりか

A 項 更に右入場税は、ほんとうに事實に相違ないか

◎一、六〇七、〇六一円を課税対象額とする
 入場税 (150/100) 九六四、二二六円六〇

内 譯

(イ) 縣稅 三二一、四二二円二〇
 (ロ) 町稅 六四二、八二四円四〇
 外に興收 六四二、八二四円四〇
 合計 一、六〇七、〇六一

となるからA項は、入場税の課税対象額ではない

B 項

◎一、五五二、一四一円を課税対象額とする
 入場税 (ク) 九三一、二八四円六〇

内 譯

(イ) 縣稅 三二〇、四二八円二〇
 (ロ) 町稅 六二〇、八五六円六〇
 外に興收 六二〇、八五六円六〇
 合計 一、五五二、一四一

となるから B項も亦入場税の課税対象額ではない

C 項

二月十八日午前十時頃、私は、縣弘報課長上田氏と共に、公民館の内部の寫真をとるために行つた。この時坂本町長は、問はず語りに、上田課長に「入場税が月に二十万円入ります民間の劇場が二箇所あるけれども、二十万円はないのです」と云つた

其處で私が「では町税と縣税とで一箇月に三十万円の入場税になりますね」と質問したのに對して、町長は「そうです」と確答した

之に依ると、興收を加えて、一ヶ月の課税対象額が、五十万円となるから、三ヶ月の課税対象額は、合計百五十万円となる。即ち次の通りである

◎課税対象額を一、五〇〇、〇〇〇とすると

入場税(ケ) 九〇〇、〇〇〇

内 譯イ)縣税 三〇〇、〇〇〇

ロ)町税 六〇〇、〇〇〇

外に興收 六〇〇、〇〇〇

合計 一、五〇〇、〇〇〇

となるから、C項も、亦入場税の課税対象額ならぬのである以上、研究によつて實証し得るようには、町長が朗讀した損益計算書は、虚偽な物であることが分る。しかも町役場の某重要地位の吏員が、坂本清馬に話した所によると「當夜の答弁はすべて森議員の意見に基いて拵えたものである」

其後二月十八日發行「太陽新聞」第十六号(添附書類)によると入場税が「公租公課」となつてゐるから、私は中村演劇株式會社社長兼町議會副議長長植田幸作氏に會見して、「公租公課というのは入場税のみか」と質問すると「取引高税が入つてゐる」と答えるから

団体	月分	金額
中村演劇	11月分	160,000円
	12月分	202,798円
	1月分	119,526円 (1月分未納)
団体其他	12月分	36,620円
	1月分	50,141円
合計		518,988円

入場税は左記の通りである

其後二回會見して質問したが

「宮崎が大阪へ行つてゐるから歸つたら調べて知らすと答えてどうしても知らしてくれなかつた

これは入場税の脱税とその他の不正行爲とがあるからであると解するの外はない。右「太陽新聞」の報道によると、

「取引高税は幾らで、入場税は幾らか」と質問すると「宮崎にきかないと分らない」(全社専務取締役兼町議會議員)と答えた。そして私は更に

「賣上金一、五五二、一四一円の中には、入場料とフィルム賃料とが含まれてゐるとなつてゐるが、フィルム賃料は幾らであるか」と質問したが、これも亦

「宮崎がいないから分らない」と答えた

右は町税のみであるから、十一月、十二月、一月の三ヶ月間の入場料の合計額、即ち課税対象額は、一、二九七、三四五、四五円となる

◎課税対象額
入場料(ケ) 一、二九七、三四五
七七八、四〇七

内 譯

イ) 縣稅 二五九、四六九
ロ) 町稅 五一八、九三八
外に興收 五一八、九三八
合計 一、二九七、三四五

となるから、町長が朗讀し、及び「太陽新聞」の報道した賣上金(利益金)一、五五二、一四一と二五四、七九六の差額がある

上掲「公民館入場税明細」には

十一月分 一六〇、〇〇〇
十二月分 二〇二、七九八

となつてゐるけれども、私が中村税務署問税課で調査した所によると、取引高税が

十一月分 二〇二、〇〇〇に對して、六〇〇(十二月二十六日納入)
十二月分 三〇〇、〇〇〇に對して、三〇〇(一月九日納入)

となつてゐるから、十二月分の取引高税を二七円脱税してゐることになる。たつた二七円を脱税するというのはおかしいが、入場料 入場税 取引高税その他公金の上に不正

行為のあることは、もはや一点の疑うべき餘地がない私が以上かなり長く中村演劇株式會社の損益計算に對する批評を記したのは、坂本町長がスミス課長殿に對して

「町の財政難を救うため、年収入場税百五十万乃至二百万の想像がついたから劇場を擇んだ」

といつたのを反駁しつつ、中村演劇株式會社と稱するノールディング、ノー・オツフィースの會社は、彼等共同謀議者共が、公金の違法支出、不當支出、浪費等によつて私腹を肥やすために設立した純然たる營利團體であつて、町財政に取つては多々益々マイナスになつても、決してプラスにならないことを實証するためであつた

上掲「太陽新聞」は「秘密會で激論」と題して

五日の町政批判演說會で、ひどくたたかれた中村町議會及び町當局は、六日夜緊急議員總會を開き、秘密裏に八日の討論會に臨む態度を協議、自己批判に忌憚ない激論をたたかわした」と報道してある

この秘密會で中村演劇株式會社の決算報告の件について、どういふことが論議されたかを左に記すとする

某議員 太陽館は差押で威して徴収したが、會社の入場料は完納されてゐるか

植田社長、宮崎事務取締役 十二月分の入場料が二二二、四七〇円の中五〇、〇〇〇未納である(註) 上掲「太陽新聞」(風邊議員發表)の二〇二、七九八より八〇、三二八

少額である)

風邊議員 納税になつていても 未納分があるとはどういふ譯か、それは由々しい問題だ。税については脱税 延滞に對して手本を示すべき准直營會社が、納期を過ぎても納めんとはという譯か、既に一ヶ月を経過している

森議員 (「演劇」には表面上何等關係がないが、實質的には同社の實権者である) 町から貰う錢がある。二〇万円増資の中五万円しか貰つていない、五万円の殘金を差引いても、猶一〇万円の貸しである(註、此一言、此事實によつ

ても、彼等共同謀議者共の眼中には、町の財政及町民の公共の福祉より、公民館に集く「中村演劇」の利益の方がより重大問題として映つて來ることが分るのである)

某議員 (逸名) それは相殺しているのか

植田社長、宮崎事務取締役 清算してない、會社の精算も町との貸借の清算もできていない

風邊議員 運營委員會が知らないことを、局外の森議員が知つてゐることは不可解である。田村議員は運營委員會に

おいて二回に亘つて演劇會社の收支決算を要求しているにも拘らず、まだ精算してないとは何事ぞ、町民は演劇會社

は大缺損していると攻撃しているのに、運營委員會もその經營内容が分つていないというのは、遺憾千万である

明後日の討論會には一月までの精算を報告せよ

某議員、植田議員は高知興行業組合で「私財を投じて」も缺

損を補填する」と云つたというが事實か

植田社長 私の資材とはいわん、演劇會社には土地があるから之を賣つても、支拂はすると云つたことの誤解である(註、去年十一月月上旬、植田副議長、池議員等が公民館で興行をやることについて、高知興行業組合の諒解を求めに行つた時に、ロッパ興行のようになつたらどうするか、と追求されたことがある。その時答弁に窮した結果「私財を投じて」でも缺損を補填する」と言明したことは事實である)

以上縷々述べた事によつて、彼等共同謀議者共が、公民館を建てるといつて「政府をだまからかして」公金を浪費して劇場を建てて、私腹を肥やすことについて、あらゆる謀略を運らしていることが御賢察し得られることと存じます私共眞に愛町愛民の有志は、現在の公民館問題を、公正妥當に解決するには、どうしても今の腐敗した封建獨裁的な暗黒秘密町政を、民主的に革新淨化するの外はないと考えるものであります

敬白

坂本清馬

歎願理由書
第十二卷

中村演劇株式會社株主名簿を 本店に備付しない件

中村町立公民館は、坂本町長、森議員、植田議員、宮崎議員、亀谷議員、池川議員等の違法違令行為によつて、特定の營利事業である中村演劇株式會社の本店及事務所として毎日映畫興行場として使用されているけれども、赤堀幡多支廳長は、如何なる故にや、その監督權を放棄して、之に警告も發しなれば、又その違法違令の實情をも申告しないのである。私は中村演劇株式會社株主名簿の備付について違法行為があると推察したので、四月二十一日會社株主戸田富重君を訪ねて、その實情を質問した。戸田君が、これは決して虚偽ではないと云つて、私に話した所は左の通りである。僕は四月十六日頃であつたと記憶しているが、株主名簿を見せてもらつてもりで、公民館にいつたら宮崎がいたから宮崎に「株主名簿を見せてくれ」といつた。すると宮崎は「植田（社長）が持つていつている」といつた。其處で僕は十九日に植田を訪ねて、「株主名簿を見たいと思つて、事務室にいつたが、宮崎がいつには、植田が持つていつてる」とのことだつたから訪ねて來た、名簿をみせてもらいたい。

といつたら、植田は「田中に渡してある」といつた。僕は「そうか」といつて別れて、榮町に來て、黒猫から電話をかけて、田中に質した處、彼は「そんなものは受取つていない」といつから、僕は何かの行違いで受取つていないかも知れないと思つて、念の爲に、四國木工に田中を訪ねて質してみると田中は「そんなものは來ていない、謄寫を頼まれていたけれども、材料が來ないので、そのまゝになつてゐる」。其處で僕は公民館（即ち演劇の事務所）にいつて、宮崎に「株主名簿を見せよ」と嚴談すると、宮崎は、「植田が確に持つていつている、植田にきいてみてくれ」といつから、僕はいよ／＼腹が立つて、宮崎の面前で植田に電話をかけた。

「今事務所（公民館に設けてある）できいたら、お前が持つていつているが、餘りにでたらめをいつた」と詰問したすると植田が「實はわしが持つていつている」といつたので、僕は「會社に當然備付しておくべきものを、何故お前の自宅に持つて行くのか」といつた。植田は「いろ／＼都合があつて」といつた。「そりや不都合ぢやないか、こんなことは商法ぢや許されてない筈ぢやが」とすると植田は「商法を研究して持つて來た譯ではないが、重役會議の申合せで、總會までは株主名簿は見せないと決めたので持ち歸つていつると弁解した」

其處で僕が「以ての外だ、そいつら事をお前達が申合せで

やるというのは、何の根拠があつてやるのか、その理由をきかしてくれ」というと「理由は未だ發表の限りでない」というから、僕が「それならお前が社長の権限で見せないというのか、見せないというものを見せてもらわなくてもよい、然しこちらは法的に對抗するからそう思つてをれ」というと、「そんなに理窟があるなら電話ぢやいかんから宅え来てくれ」という、「わしは名簿を見に事務所に来てゐるから、名簿を見にお前の所えゆく必要はない」といつて電話を切つた

電話中に宮崎が歸つていなかったから、宮崎の宅えいつて「植田は重役会で申合せをして持つて歸つたというが、そういうことがあつたのか」ときくと、宮崎は「實はそういう話が出たので、わしはそれはいかんと思つて、社長に注意したが、社長が権限でやるといつて持つて歸つた」といつた

それから僕は木村虎吉（重役）を訪ねた處、今公民館えいつたというから、直ぐ公民館へ行つて木村にきくと、木村は「そういう申合せがあつたことは記憶にない」といつた木村は館内で小使のように働いてゐるので、のけ物にされてゐるとおもう

それから僕は、事務所から風（町會議員で會社の重役）に電話を架けて質して見ると、彼は「そういう話が出たからそれは當然見せにやいかんといつて歸つたが、それは見せ

るべきものぢや、わしは重役の一員として植田に話して善處さすから」と云つた。僕は植田はもつとよい男と思つていたが、いよゝ、いかん奴ぢや、何故こつちやう事をするのかと云うと、總會まで見せずにおいて、二十六日の總會で彼等が重役の地位を占めようとする陰謀ぢや、無論森清が黒幕で牛耳つてゐることは事實だ

かういふ風に、戸田富重君は、私に話したが、彼はこれは絶対に嘘でないといつた

此事實をみても、彼等共同謀議者共が、町民の汗と膏との結晶である町の公金を、必要以上に浪費して建てた違反建築物公民館を本據とし、中村演劇會社を手段として、彼等の私腹を肥やすために、出来るだけの不正行爲、違法行爲を、公々然やつてゐることが分るのである

今やわが中村町は、公民館に關する限り、法律の尊嚴は飽くまでもじゆうりんされて、百鬼横行の無秩序状態であるといつても、決して過言ではないのである。（四月二十四日記）

坂本清馬

歎願理由書
第十三卷

昭和二十五年四月七日

中村町東下町

坂本清馬

高知縣社會教育課

指導主任 松本純一殿

中村町立公民館昭和二十五年

三月中の映畫日數、映畫名稱

等報告の件

謹啓 尊台愈々御清祥の段心からおよろこび申し上げます
陳れば標記の件に關して左記の通り御報告申し上げます

記

月日	名	稱	場	所	責任者	入場料	摘	要
3	破れ太鼓	獄門島	公民館	植田幸作	大 高校生	否	町議會副議長	
2	全	全	全	全	小 長	否	中村演劇社長	
3	全	全	全	全	全	否	町議會副議長	
4	全	全	全	全	全	否	町議會副議長	
5	浪曲大會	全	全	全	澤野昌逸	入場料 二八八 興行業者	否	町議會副議長

8	影法師	おどろき	家	全	全	全	町議會副議長	
9	全	全	全	全	全	全	町議會副議長	
10	全	全	全	全	全	全	町議會副議長	
11	モンパルナ	スの夜	全	全	遠近龜吾	全	町役場厚生課	
12	全	全	全	全	全	全	町役場厚生課	
15	猫化け道中	人草	全	全	大 高校生	否	町議會副議長	
16	全	全	全	全	全	否	町議會副議長	
17	北ホテル	全	全	全	全	否	町議會副議長	
18	全	全	全	全	全	否	町議會副議長	
19	難船崎の決	鐘の鳴る丘	全	全	植田幸作	否	町議會副議長	
20	全	全	全	全	全	否	町議會副議長	
21	全	全	全	全	全	否	町議會副議長	

22	七彩の虹	全	全	全	全	全	全	全	全
23	全	全	全	全	全	全	全	全	全
26	亂闘の街	全	全	全	全	全	全	全	全
27	全	全	全	全	全	全	全	全	全
29	バラ色の人生 し御殿	全	全	全	全	全	全	全	全
30	全	全	全	全	全	全	全	全	全
				遠近亀吾全		全役場厚生課長		合全	
								合全	

合計二十二日間
右の外二十二日一日間幡多郡大方町早咲松竹劇場で「難船崎」を上映した。責任者は植田幸作である
昭和二十五年三月八日付を以て、中村町立公民館設置報告書を、縣教育委員会に届出後も、引續き公民館を興行場として使用しているばかりでなく、坂本町長は、公民館を本據として巡業興行も行つていのである
右御報告致します
敬具

右坂本清馬

昭和二十五年四月二十八日

幡多郡中村町東下町

坂本清馬

高知縣社會教育課

指導主任 松本純一殿

中村町立公民館における

四月中における違法有料

映畫興行日數報告の件

即ち社會教育法第二十三條第一項第一号の規定に違反して、特定の營利事業である中村演劇株式會社に、公民館の名稱を利用させ、且つ全社事務所としてその建物を使用させ、その有料映畫興行を援助している件

報告事項

月日	映畫名稱	場所	主催者住所氏名	入場料	備考
4月1日	脱線情熱娘	公民館	幡多郡中村町一丁目二〇三、七 植田幸作	大人四〇圓 高校生卅圓 小生廿圓	
2日	全	全	全	全	全

上記の通り興行を行うのは、昭和二十四年十二月八日發行建設省建許第三、一〇二号の命令の中、「興行場として使用してはならない」の違反行為である

加之昭和二十五年三月三十日を以て、中村演劇株式會社は町有株式は一株もない純然たる民間營利事業會社となつたのであるから、同社の事務所を公民館に設け、四月二十六日全社の總會を公民館で開催し、その映畫興行のために、公民館の名稱を利用して、その營利事業を援助しているのは、社會教育法第二十三條第一項第一号の規定の違反行為である

右御報告申します

敬白

右坂 本 清 馬

中村演劇株式會社三月分
入場料及び入場税額に基く
損益計算書

植田幸作社長が幡多支廳に提出した報告書は、左の通りである

幡多郡中村町愛宕町
公民館
映畫
幡多郡中村町紺屋町
氏名 植田 幸作

場所又は設備の位置
場所又は設備の名稱
催物の種類
經營者又は主催者の住所(居所)
高知縣知事殿

大 人	入場又設備	一人一回の	証紙賣上高	税 額
小 人 別	利用延人員	料金(税込)	(税込)	
當	2,232人	60.00	133,920.00	66,960.00
日	1,173人	40.00	45,480.00	22,740.00
賣	610人	30.00	18,300.00	9,150.00
計	3,979人		197,700.00	98,850.00

拂込済



右報告書によると、興收高は、入場税額と同額の九八、八五〇円であるから、一ヶ月分寫真代にも足りないのだから、こういう實情で、彼等はどうして經營をつづける積りであるのか、商道の常識ではどうしても理解することができないのである

こゝにおいて、私は、民事部の方も、縣や政府の上司の方も、私が今迄の數願書や陳情書において「彼等は儲かつた

ら自分等も儲かる、損をしても自分等が儲かる、彼等は自
分の金は一文も出さないで、自分等が儲かるために、不正
を働き公金を浪費し政府をだまくらかして、中村演劇株式
會社を拵えたのである」といつてある観点について、どう
ぞ御注意を喚起されるように、希望いたします 敬白

坂本清馬

Received by Mr. Robbins
from Mr. Honda
Sept 1950

To Trans. Section - 5 Sept

~~March~~ 1950

Reasons of Petitions

Seiba Sakamoto
Nakamura-cho, Kochi Pref.

Petition 1

Petition on matters concerning to Nakamura CPH, sent to Col. Toole, Chief of SCAR from Seiba Sakamoto, Nakamura-cho, Hata-gun, Kochi Pref., dated 28 March 1950.

Petition 2

Petition on matters concerning to use Nakamura CPH which established by violated construction as pure CPH, sent to Col. Toole from Seiba Sakamoto, dated 28 March 1950.

Petition 3

Subject
The same as Petition 1, dated 31 March 1950.

Petition 4

1. Information about application of permission for construction of CPH's, sent to Kochi Board of Education from Ministry of Education (signed by chief of Social Education Dept. of M. E. and chief of Administration Dept. of M. E.), dated 1 March 1950.

2. Standard of permission for construction of CPH's.

3. Report of establishment of CPH sent from Shigenichi Sakamoto, head of Nakamura-cho, Hata-gun, to Kochi Board of Education, dated 8 March 1950.

Petition 5

Petition on the Operation and Consideration Committee of Nakamura

CPH.

Petition 6

1. Minute of conference held on 21 Feb 1950 (from 1300 to 1430) at the superintendent's room. Mr. Hager, chief of Education Section of SCAR attended and operation, activities and utilization of CPH, and educational relation between CPH and people were discussed.

2. Minute of conference held on 21 Feb 1950 (from 1530) at the superintendent's room. Mr. Smith, chief of Information Section of SCAR attended and the subject was "Whether to use the Nakamura CPH as pure CPH conforming to the Social Education Law or changing its usage."

Petition 7

1. Copy of memorandum of Shuichiro Ueda, chief of Information Section of Kochi, about Nakamura CPH.

2. Letter sent to Shuichiro Ueda from Seiba Sakamoto.

(Answer for Mr. Ueda's letter dated 23 Feb 1950 and request of answer for this letter)

Petition 8

Letter sent to Mr. Ueda from Mr. Sakamoto, dated 7 March 1950.

Petition 9

Investigation on public opinion.

Petition 10

/minute of conference about activities of CPH. (Petition 6, 1)
Extract from the